令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑬　）

施策名	目標　４－１　国内及び国際的な循環型社会の構築	担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室		
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）第3章等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第6章等 ・インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）第2章等				

測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1	資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/トン）	約25.3	H12年度	約60	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	△
						約46.0	約47.5	－	－	－	－	－		
2	入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（%）	約10	H12年度	約19	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	△
						約16.6	約16.3	－	－	－	－	－		
3	出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（%）	約35.8	H12年度	約44	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	△
						約44.1	約43.3	－	－	－	－	－		
4	廃棄物最終処分量（百万トン）	約56	H12年度	約11	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。	△
						約12.3	約12.5	－	－	－	－	－		
5	循環型社会ビジネス市場規模（兆円）	約40	H12年度	80以上	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画、成長戦略フォローアップ工程表において目標が設定されている。	○
						約56.4	約63.2	－	－	－	－	－		
6	廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円）	約1979	R2年度	約2,500(仮)	R7年度	－	－	－	－	約2,500(仮)	－	－	成長戦略成長フォローアップ工程表において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。	△
						約1895	約1750	－	－	－	－	－		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
7 二国間及び多国間の協力の実施	―	－	廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。循環型社会形成推進基本計画では、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。	○

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 循環型社会形成推進等経費（平成13年度）	1,2,3,4,5	4826	(5) ―	―	―	(9) ―	―	―	(13) ―	―	―	(17) ―	―	―
(2) 循環経済移行促進事業（平成23年度）	5,6	4830	(6) ―	―	―	(10) ―	―	―	(14) ―	―	―	(18) ―	―	―
(3) ―	―	―	(7) ―	―	―	(11) ―	―	―	(15) ―	―	―	(19) ―	―	―
(4) ―	―	―	(8) ―	―	―	(12) ―	―	―	(16) ―	―	―	(20) ―	―	―

評価結果			
目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり	
	（判断根拠）	令和4年度においては、入口側及び出口側の循環利用率、廃棄物最終処分量について数値の改善が見られず、入口側及び出口側の循環利用率は近年横ばい傾向にあるが、資源生産性、循環型社会ビジネス市場規模においては長期的に増加傾向であり、廃棄物最終処分量も長期的には目標値の達成に近づいている。 さらに、我が国循環産業の海外展開について、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も、直近の数年は横ばい傾向であるが、長期的には増加傾向にある。	
目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・資源生産性については、2010年以降横ばい傾向であるが、2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少し、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。 ・循環利用率については近年、循環利用率が比較的高い非金属鉱物系の循環利用量が減少したことによって、循環利用率の低い資源の影響を受け、目標達成が困難な見込みとなっている。 ・資源生産性と循環利用率の両者を向上させるためには、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の取組を進め、天然資源の消費を抑えつつ、循環利用量を拡大させていく必要がある。 ・そのためには、製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携による資源循環の加速や、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組の推進、資源循環のための技術開発・情報基盤・各主体間連携・人材育成の強化等が必要である。		
次期目標等への反映の方向性	【施策】	・第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環のための動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムの構築、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化、適正な国際資源循環体制の構築等を進め、各指標を向上させていく。 ・目標・指標に関するデータ整備、指標の改良に向けた継続的な取組を進める。 ・インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月、経協インフラ戦略会議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月、閣議決定）等に基づき、ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野等のインフラの国際展開を支援する。具体的には、国際機関や地方公共団体等とも連携しつつ、制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を具体的なプロジェクト形成を通じて促進する。	
	【測定指標】	資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/ﾄﾝ） 入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（%） 出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（%） 廃棄物最終処分量（百万ﾄﾝ） 循環型社会ビジネス市場規模（兆円） 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円） 二国間及び多国間の協力の実施	

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行った。 ・中央環境審議会循環型社会部会において、第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しのため、第五次循環型社会形成推進基本計画（案）について、有識者による議論を行った。 ・第五次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 グローバル・サウスと呼ばれる国・地域において、廃棄物管理・リサイクルに係る制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、具体的なプロジェクト形成を含む環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を促進した。 加えて、循環経済工程表（令和４年９月公表）を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画の策定に取り組んだ。 これらにより、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 我が国循環産業の海外展開促進のための実現可能性調査実施支援（令和6年度7件採択）、環境省の二国間クレジット制度（JCM）の設備補助事業を通じたバクニン省（ベトナム）の大型廃棄物発電施設の導入支援、研修等を通じた人材育成支援（令和6年度は12カ国110人以上）等を実施した。 これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。 ・SDG7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに） ・SDG9（産業と技術革新の基盤をつくろう） ・SDG11（住み続けられるまちづくりを） ・SDG13（気候変動に具体的な対策を） ・SDG17（パートナーシップで目標を達成しよう）
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境産業市場規模検討会　環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑭　）

施策名	目標　4－2　各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	担当部局名	環境再生・資源循環局　総務課 リサイクル推進室 環境再生・資源循環局　総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 環境再生・資源循環局　総務課 資源循環ビジネス推進室		
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）5.等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）5.等 ・成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）第3章等 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）Ⅵ.等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量［千ﾄﾝ］	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定	△
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
2　家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率（%）	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定	－
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
3　食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率（%）	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定	△
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
4　建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率（建設発生木材、%）	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定	－
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
5　自動車リサイクル法における自動車破砕残さ（ASR）及びガス発生器（エアバッグ類;AB）の再資源化率（%）	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	○
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		
6　小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量［万ﾄﾝ］	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	×
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		

7	使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	－
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) プラスチック資源循環等推進事業費（平成18年度）	1	004833	(5) 自動車リサイクル推進事業費（平成22年度）	5	004838	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 家電リサイクル推進事業費（平成19年度）	2	004838	(6) 小型家電リサイクル推進事業費（平成24年度）	6	004838	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費（平成19年度）	3	004835	(7) リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業（平成29年度）	6	004838	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 建設リサイクル推進事業費（平成19年度）	4	004838	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果		（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	（判断根拠）	・容器包装リサイクル法における分別収集量については、概ね計画値通りに推移し、またペットボトルには増加が見られた。 ・家電リサイクル法における回収率については、令和5年度は70.4%と増加傾向にあり、目標年度での目標値は達成見込みである。 ・食品リサイクル法については、令和4年度における再生利用等実施率は、食品卸売業及び外食産業で前年から下がった。また、食品製造業及び食品小売業では上がっており、目標は達成している。 ・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査（国土交通省）によると、平成30年度の特定建設資材（建設発生木材）の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値（95.0%）を達成しており、今後は令和7年度の目標値（97%）の達成に向けて取組を進めていくことになる。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っているため、評価ができない。 ・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）、ガス発生器（エアバッグ類）のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ・小型家電リサイクル法については、使用済小型電子機器の年間回収量の実績は令和2年度に約10万トンまで増加したが、直近では減少傾向にある。令和5年度は目標の14万トンには達しなかったが、約8.6万トンを回収した。 ・使用済プラスチックのリサイクル率は0.9ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、1.2ポイント上昇し、目標値達成に向けて着実に進展している。なお、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えば、レジ袋の辞退率は業界団体のデータによるとスーパーマーケットでは77.4%、コンビニエンスストアでは74.6%であり、また、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		・各種リサイクル法で定める指標の達成に向けて、自治体やリサイクラー等に必要な調査・支援を実施。 ・各種リサイクル制度において、施策の実施により指標の達成や実績値の向上など着実な成果が見られる。 ・指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。 ・食品リサイクル法については、食品卸売業や外食産業では、食品ロス削減の取り組みは進んでいるものの、再生利用事業者の所在に係る地理的要因や物流コストの増加、食品リサイクルに関する理解の不足等による再生利用量の低下に伴い、再生利用等実施率の低下につながった。 ・小型家電リサイクル法については、令和6年度に中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会において、小型家電リサイクル法基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理を開始した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 ・各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。 ・更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。 ・食品リサイクル法については、食品小売業は直近の実績が令和6年度目標を達成していることから65%に目標を向上させる。食品製造業は既に一定以上の取組が進められていることから目標95%を据え置く。食品卸売業及び外食産業は、直近実績と令和6年度目標が乖離しているため、目標（それぞれ75%, 50%）を据え置いた上で、登録再生事業者の確保・意識向上のため、食品リサイクルに関する情報発信を強化しつつ、事業者への指導を通じて、適正処理を前提とした地域のリサイクル体制を確保し、再生利用等実施率の目標値達成を目指す。 ・小型家電リサイクル法については、小型家電リサイクル小委員会での議論等を踏まえ、次期目標や対応策等の検討を進める。
		【測定指標】	・プラスチック資源循環の実態を把握するため、多角的な視点からの指標を追加する。 ・食品リサイクル法については、令和6年度に食品リサイクル小委員会及び食品リサイクル専門委員会合同会合において食品リサイクル法の基本方針を見直し、 現在の再生利用等実施率の状況も踏まえ、2029年度までの新たな再生利用等実施率に関する業界別の目標値を定めた。 ・小型家電リサイクル法については、令和6年度に小型家電リサイクル小委員会及び小型家電リサイクルワーキンググループ合同会合において回収量目標への未達原因等の分析を開始し、令和7年度以降の審議会において、回収量目標の見直し等について議論を進める。

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型家電リサイクル小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11 番「住み続けられるまちづくりを」と 目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について（環境省） ○家電リサイクル実績について（経済産業省、環境省） ○食品リサイクルの現状（農林水産省、環境省） ○建設副産物実態調査結果について（国土交通省） ○自動車リサイクル法の施行状況（経済産業省、環境省） ○小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について（経済産業省、環境省） ○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況（一般社団法人プラスチック循環利用協会） ○スーパーマーケット白書（一般社団法人全国スーパーマーケット協会） ○コンビニエンスストア業界の「レジ袋削減」への取組みについて（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会）		

別　紙

指標

測定指標	
	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ] ア. ガラス製容器　イ. 紙製容器包装　ウ. ペットボトル　エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業　イ. 食品卸売業　ウ. 食品小売業　エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)　イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]

年度ごとの目標値			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	702	697	670	666	660	656	652	R9年度	652
		実績値	685	662	634						(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	101	101	83	83	84	84	84		84
		実績値	72	73	71						(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	313	314	339	340	341	342	343		343
		実績値	344	348	351						(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	726	727	762	770	780	792	793		793
		実績値	779	774	756						(計画値)
指標2	―	年度ごとの目標値	―	―	―	―	－	－	－	R12年度	70.9
		実績値	68.2	70.2	70.4						
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	－	－	－	R6年度	95
		実績値	96	97							
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	－	－	－		75
		実績値	70	62							
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	60	－	－	－		60
		実績値	55	61							
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	－	－	－		50
		実績値	35	32							
指標4	―	年度ごとの目標値	―	―	―	―	97	－	－	R7年度	97
		実績値									
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	－	－	－	各年度	70
		実績値	96～97.5	96.4～97.4	96～97.3						
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	－	－	－		85
		実績値	95	95	96～97						
指標6	―	年度ごとの目標値	14	14	14	検討中	－	－	－	R5年度	14
		実績値	9.6	8.9	8.6						
指標7	―	年ごとの目標値	－	－	－	－	－	－	－	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収 [%]	88.2%	88.3%	89.5%						
		(リサイクル率)	24.5%	24.7%	25.6%						

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑮　）

施策名	目標　4－3　一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課		
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）第3章等 ・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	37	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△
					41	40	39	－	－	－	－		
2 一般廃棄物のリサイクル率（%）	21	H24年度	26	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	×
					20	20	20	－	－	－	－		
3 一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△
					3.4	3.4	3.2	－	－	－	－		
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	33	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	○
					19	25	25	－	－	－	－		
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合（%）	41	R2年度	46	R9年度	－	－	－	－	－	－	46	第五次循環型社会形成推進基本計画	△
					42	43	43	－	－	－	－		
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合（%）	0	R5年度	100	R9年度	－	－	－	－	－	－	100	第五次循環型社会形成推進基本計画	×
					－	－	0	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 循環型社会形成推進交付金（公共）（平成17年度）	1,2,3	4843	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 廃棄物処理等に係る情報提供経費等（平成11年度）	1,3,4	4840	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度）	－	4841	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度）	－	4842	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ③相当程度進展あり
		（判断根拠） ・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 ・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。現状策定された都道府県はないため、今後の策定状況を踏まえて判断する。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン（①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ・リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量のうち中間処理後再生利用量（市町村等が処理をして資源化された量）、集団回収量（市民団体等による回収量（市町村等把握分））、及び直接資源化量（再生業者に引き渡した量）は減少傾向にある。 ・今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討・実施し、一般廃棄物の資源循環に資する取組を後押しする必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ・財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金等による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン（①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行等の廃棄物・資源循環分野の情勢を踏まえ、標準的な分別区分の提示などを含む改訂を行ったところ。今後は3つのガイドライン等の更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。 ・上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び優良事例の周知等を始めとする再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ・また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ・上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めているものであり、現状策定された都道府県はない。今後の策定状況を踏まえてフォローアップ等行っていく。
		【測定指標】 適切に測定できていることから、変更しない。

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・一般廃棄物処理行政の政策立案や政策実施後の処理の動向を確認することを目的として、全国の市区町村等に対して、排出量、処理量、処理施設の整備状況、ごみ処理事業経費等の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を行なった結果、各指標の目標に対して相当程度進展していたことを確認した。これは目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・市町村等が実施する、廃棄物の発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を循環型社会形成推進交付金等において支援した。これは目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理（令和5年度版）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑯　）

施策名	目標　４－４　産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室		
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					376	374	（速報値）365	－	－	－	－		
2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（%）	36	H25年度	37	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					37	37	－	－	－	－	－		
3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○
					9	9	（速報値）9	－	－	－	－		
4 PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	396,000	R7年度	－	－	－	－	396,000	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△
					387,108	393,390	395,111	（速報値）395,474	－	－	－		
5 PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22,200	R7年度	－	－	－	－	22,200	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	△
					17,560	19,687	20,779	（速報値）21,230	－	－	－		
6 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（%）	60	R4年度	75	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	－
					57	60	62	（速報値）65	－	－	－		
7 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17	17	17	17	17	17	17	第五次循環型社会形成推進基本計画	○
					20	20	－	－	－	－	－		
8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	（累積）4	R4年度からR9年度の6年度間	－	－	－	－	－	－	4	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）	○
					－	2	3	3	4	－	－		

9	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	3	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○
						11	0	1	1	－	－	－		

達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	4,5,7	4842	(5)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(9)	廃棄物等輸出入適正化推進費(平成8年度)	8,9	4859	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)	4,5	4854	(6)	動静脈連携による資源循環情報活用推進費(令和6年度)	1,2,3,6	5011	(10)	産業廃棄物等処理対策等対策強化費(平成2年度)	1,2,3	0132	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	4,5	－	(7)	産業廃棄物処理業における優良取組推進費(平成16年度)	1,2,3,6	4849	(11)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)	3	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	1,2,3	－	(8)	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業(平成29年度)	7	4864	(12)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	1,2,3	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠)	・産業廃棄物の排出量及び出口側の循環利用率は目標達成に向けて着実な進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 ・産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。 ・バーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数は、令和4年度のCOP15で2件、令和5年度のCOP16で1件である。次回は令和7年度のCOP17であるが、すでにR4年度からR9年度の6年度間に3件という目標を達成している。 ・バーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件、令和5年度1件に続き、令和6年度1件と目標を達成した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・PCB廃棄物に関しては、令和7年度の目標達成に向けて順調に推移しており、令和7年度において目標を達成できる見込みである。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・現在の施策を継続する。
		【測定指標】	・現在設定している目標を継続する。
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考:施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	
SDGs目標との関係		【主な目標】 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進や人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理を目的とする本施策において、実態調査等を通して、産業廃棄物の排出量の減少や出口側の循環利用率の向上等が確認されている。これにより、本施策は、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 まず、管理に特別な注意を払うことが求められるPCB廃棄物の処理の推進は、都市における環境上の悪影響の軽減に確実に貢献するものでもあるため、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に資するものとなっている。また、本施策を通じて、廃棄物処理法の法目的でもある、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に資するものである。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査	

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑰　）

施策名	目標　４－５　廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課		
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等				

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×
						81	72	66	－	－	－	－		
2	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	－	－	13	13	12	6	6	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	○
						－	－	13	13	－	－	－		
3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	○
						107	134	100	－	－	－	－		
4	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	○
						0	0	0	0	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) クリアランス物管理システム運用費（平成18年度）	4	4856	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（平成10年度）	1,2	－	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－
(4) 水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(8) －	－	－	(12) －	－	－	(16) －	－	－	(20) －	－	－

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
			（判断根拠）	・不法投棄関係については、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）」以外はいずれも目標を達成している。 ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	不法投棄関係については、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）」のみが目標を達成できなかったが、当該「66件」における都道府県等の各対応については、21件が支障のおそれの防止措置、8件が周辺環境モニタリング、37件が状況確認のための立入検査等を実施又は実施予定である。また、これらのうち、都道府県等から不法投棄・不適正処理の行為者や排出事業者に対し措置命令が発出された事案は38件であり、そのうち、4件が行政代執行による支障のおそれの防止措置に着手している。 ついては、現状必要な対応はとられていると考えるが、引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいる。	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和2年度に目標値の見直し（更に高い目標設定）を行ったものの目標を達成出来ていないことから令和7年度まで延長したところであるが、残存件数は着実に減少していることから、引き続き、目標達成に向けて現在の施策を継続する。
			【測定指標】	・現在設定している測定指標を継続する。
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】 マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、都道府県等によるパトロールなどの「未然防止」、廃棄物処理法に基づく監督・指導による不法投棄と不適正処理の「拡大抑制」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底してきた。また、日本からの有害廃棄物の不適正な輸出の防止に取り組むことで、海外輸出先の廃棄物問題を未然に防いだ。これらの取組は、国際的な廃棄物問題への対策や排出事業者に適正な廃棄物の管理を促し（「つかう責任」の意識醸成。）、目標12番「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 廃棄物処理法による不法投棄・不適正処理を起こさせない体制や生活環境保全上の支障又はそのおそれの速やかな除去などの取組は、目標14番「海の豊かさを守ろう」や目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に間接的に貢献できた。またバーゼル条約の議論や取り組みに貢献することで、廃棄物問題に関連する目標にも貢献すると考えられることから、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物不法投棄等実態調査		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑱　）

施策名	目標　４－６　浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室		
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）「第３章 国土強靱化の推進方針　２ 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針　(11)環境　⑬」 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（%）＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	66	70	71	－	－	－	73	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。	×
					59	61	61	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　浄化槽指導普及事業費等（昭和59年度）	1	4866	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－
(3)　－	－	－	(7)　－	－	－	(11)　－	－	－	(15)　－	－	－	(19)　－	－	－
(4)　－	－	－	(8)　－	－	－	(12)　－	－	－	(16)　－	－	－	(20)　－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり	
		（判断根拠）	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和5年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して0.6ポイント上昇したが、目標に対する令和5年度における人口普及率は約－10ポイントと達成に至らなかった。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・浄化槽指導普及事業費等の活用により設置整備の促進を図り、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置は進んだものの、特定既存単独処理浄化槽の判定に必要な情報や判定手続のノウハウの共有が不足しており、措置実績が十分に進まなかったことが要因として考えられる。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和6年度に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を改訂し特定既存単独処理浄化槽判定の基準を定量的に示したところである。 ・令和7年度から、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する少人数高齢者世帯への交付金基準額を増額するなど、経済的負担の軽減に向けた支援を強化。	
		【測定指標】	・引き続き、合併処理浄化槽の普及に向けて、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率72.5%(令和9年度）の達成に向けて施策を推進する。	
学識経験を有する者の知見の活用		―	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の「11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		「平成24～令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」（農林水産省、国土交通省、環境省調べ） 「平成25年～令和6年度　浄化槽の指導普及に関する調査」（環境省調べ）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　⑱　）

施策名	目標　4－7　大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。	政策評価実施予定時期	政策評価実施時期　令和　7年　8月
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。	政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）2．5等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）5．4．2等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）2．（5）等 ・国土強靱化基本計画　（令和5年7月28日閣議決定）第3章等		

測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	8	H25年度	100	R12年度	40	45	85	90	95	98	100	第五次循環型社会形成推進基本計画	○
						72	80	86	―	―	―	―		
2	ごみ焼却施設における老朽化対策率(%)	77	H25年度	85	R7年度	85	85	85	85	85	―	―	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画	○
						86	88	87	―	―	―	―		
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	51	R3年度	70	R7年度	－	55	70	70	70	－	―	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	○
						51	66	78	―	―	―	―		
4	市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率(%)	23	R2年度	60	R12年度	－	－	35	40	45	50	55	第五次循環型社会形成推進基本計画	△
						28	31	34	―	―	―	－		
5	災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率(%)	都道府県91 市町村21	R2年度	都道府県100 市町村60	R12年度	－	－	都道府県100 市町村30	都道府県100 市町村35	都道府県100 市町村40	都道府県100 市町村45	都道府県100 市町村50	第五次循環型社会形成推進基本計画	△
						都道府県98 市町村24	都道府県96 市町村27	都道府県96 市町村30	―	―	―	―		

達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業（平成26年度）	1,2	4845	(5)	―	―	―	(9)	―	―	―	(13)	―	―	―	(17)	―	―	―
(2)	災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度）	3,4	4841	(6)	―	―	―	(10)	―	―	―	(14)	―	―	―	(18)	―	―	―
(3)	廃棄物処理施設災害復旧事業（平成23年度）	－	4844	(7)	―	―	―	(11)	―	―	―	(15)	―	―	―	(19)	―	―	―
(4)	―	―	―	(8)	―	―	―	(12)	―	―	―	(16)	―	―	―	(20)	―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	測定指標1,2,3において年度目標達成。測定指標4,5においては進展があったものの年度目標未達、目標年度（令和12年度）の目標値は達成の見込み。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		自治体のマンパワー不足や専門知識の不足等により今年度の目標達成度合いが伸び悩んだことが実態調査により明らかになった。それらの要因に対して職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修の標準カリキュラム等を作成することにより支援を進めていく。今後の課題としては、中小規模自治体における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化すること、また、策定済みの計画についてもこれまでの災害で得られた知見を踏まえ、実効性確保を目的とした見直しを実施していくことが必要となっているところ、近年の災害対応から得た課題を踏まえた災害廃棄物処理体制の構築を図り、災害廃棄物処理の更なる迅速化の取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・近年の災害対応から得た課題を踏まえた、災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上や災害廃棄物処理体制の構築を図り、災害廃棄物処理の更なる迅速化の取組を進めていく。
		【測定指標】	・現在設定している目標を継続する。
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ 災害廃棄物対策推進検討会　等	
SDGs目標との関係		【主な目標】 ・令和6年能登半島地震等の発災時に、大量に発生した災害廃棄物や被災地で日々発生するし尿・生活ごみを、全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の連携・協力による人的支援・収集運搬支援等によって、適正かつ迅速に処理すること、また、そのための平時からの備えを進めることで、被災地の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っており、目標3番「全ての人に健康と福祉を」や、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・災害廃棄物の適正な処理の推進、更なる循環利用及び処理事業の効率化を進めるために、基準や指針等を見直すことで、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果　等	